事務局に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト(以下「この法人」という。) 定款第43条の規定に基づき、この法人の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条に定める事務所の中に置く。

(職員)

- 第3条 定款第42条第2項に基づき、事務局に次の職員を置く。
- (1) 事務局長
- (2) 事務局職員

(職員の職務)

- 第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。
- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局職員は、事務局長の命を受けて、担当する業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

- 第5条 職員の任免は、理事会が行う。
- 2 事務局職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を 受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

- 第7条 理事長又は事務局長が不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
- 2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第8条 この規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理に関

する規程」に定める。

(細 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。